

「那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機貸借及び保守業務契約」
に係る制限付一般競争入札について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館複合機貸借及び保守業務契約
- (2) 履行場所 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館(那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号さいおんスクエア 3 階)
- (3) 履行内容 別紙「複合機貸借及び保守業務契約仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日
※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に基づく長期継続契約
※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和 4・5 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者で、希望業種として「業種コード 1 事務機(種目「事務機」)」かつ「業種コード 28 リース業(種目「事務機器類」)」の 2 業種を登録している業者であること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 複合機障害発生時の修理等に迅速に対応できるよう、本市内に本社又は営業所等があること。

3 契約条項を示す場所 牧志駅前ほしぞら公民館

4 質問疑義照会書

- (1) 質問期限 令和 4 年 9 月 5 日(月)午後 2 時
- (2) 「質問疑義照会書」(様式 1)を FAX 送信により提出。

【牧志駅前ほしぞら公民館】

Tel : 098-917-3443 Fax : 098-867-0343

- (4) 回答 令和 4 年 9 月 7 日(水)に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。仕様書等を熟読した上でご参加ください。

6 入札参加申し込み

(1) 入札参加申し込み期限 令和 4 年 9 月 9 日(金)午後 2 時

(2) 提出書類 入札参加申込書(様式 2)

(3) 提出先 直接の提出か、FAX 送信による申請とする。

FAX 送信後は、必ず確認の電話をすること。

【牧志駅前ほしぞら公民館】

Tel : 098-917-3443 Fax : 098-867-0343

7 入札の日時など

(1) 入札日 令和 4 年 9 月 15 日(木) 午前 11 時

(2) 入札場所 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館

(3) 入札方法 直接投函

(4) 入札時提出書類

ア 入札書(本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

8 入札書の記載方法

(1) 入札参加者は、入札条件等を熟知のうえ、入札に参加すること。

(2) 所定の「入札書」必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。

(3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない額とすること。

(4) 代理人により入札を行わせる場合は、所定の「委任状」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

(5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(8) 郵便による入札は認めない。

(9) 入札執行回数は 3 回までとする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理を
なした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2 回目・3 回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 3 号により免除する。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

本案件は予定価格を公表しない。1 回目で落札しない場合は、2 回目、3 回目の入札を引き続き行う。2 回目、3 回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめ準備すること。

12 その他

- (1) 今回実施する入札については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札説明会を開催しないこととする。
- (2) 入札の際は、次の事項について留意すること。
 - ア 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
 - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
 - ウ 入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。
 - エ 入札会場に入室前に、備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。
 - オ 入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとることとしている。
- (3) 提出された書類は返却しない。